

第3章 基本目標と施策の推進

1 基本目標

安心できる未来を創る共生のまちづくりを推進するためには、本市や市社協の取組だけでなく、地域住民や地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などが、それぞれ自分事として主体的に地域福祉活動へ参画し、一丸となって取り組んでいくことが不可欠です。

そうした「すべての人々」の参画を願い、第2章（84ページ）で明らかにした本市における3つの課題を踏まえた上で、本計画の目的の達成や基本理念の実現に向け、本計画における3つの基本目標を次のとおり定めます。

【基本理念】

わたしたち一人ひとりが輝きながら安心できる未来を創る共生のまち ひらつか

〈第2章で整理した課題〉

〈課題から導いた基本目標〉

課題1

地域福祉を支える担い手の
確保や育成、意識醸成

基本目標 1

地域を支える人づくり

課題2

地域の絆づくりやネットワーク
構築、環境整備

基本目標 2

支え合いのまちづくり

課題3

様々な支援ニーズの把握と
対応強化、情報発信の充実

基本目標 3

包括的な支援の仕組み
づくり

基本目標 1

地域を支える人づくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや支え合いの活動を担う人づくりです。

すべての市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、あらゆる場面で地域福祉の意識啓発を推進します。

また、現在、地域において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助け合い、支え合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化や支え合いの輪を広げていくことが重要です。このため、支え合いの心を養う教育や福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気がつける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

基本目標 2

支え合いのまちづくり

近年多発する自然災害に備えることも含め、人と人が支え合い・助け合うことができる地域となるよう、地域交流や様々な団体のネットワークづくりを促進し「地域共生力」の高いまちづくりを進めます。

また、誰もが安心・快適に外出できるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン（*21）を推進します。

*21 ユニバーサルデザイン すべての人にとって共通に、安全で使いやすい製品や快適で不便のない生活環境を設計していくという考え方をいいます。

基本目標 3

包括的な支援の仕組みづくり

地域において福祉サービスや支援を必要とする人の相談体制の充実を図るとともに、多様なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進します。

また、すべての人が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせる仕組みづくりを進めます。

2 施策の推進

課題から導いた3つの基本目標を達成するため、次のとおり9つの施策として類型化し、推進します。

基本目標 1

地域を支える人づくり

施策1-(1) 支え合う人をつくる

地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人ひとりが地域を支える担い手であるという意識をもち、日常生活をはじめ地域活動団体やボランティア団体等の活動においても、支え合いや助け合いができる人づくりを目指します。

施策1-(2) 支え合う輪を広げる

町内福祉村や民生委員児童委員の活動に対する認知度向上や機能の充実、地区社協をはじめとする福祉活動団体や支援活動者も含めた、地域における支え合いの輪の広がりを目指します。

施策1-(3) 地域福祉の意識づくり

地域共生社会を実現するためには、一人ひとりが地域への関心を持つことに加え、障がいや認知症への理解など、心のバリアフリーを推進するほか、多様性を認め合い、異文化への理解を深めることが重要です。

地域福祉への関心を持ち、福祉のこころが育まれるよう、世代や属性を問わず意識づくりを進めます。

基本目標2

支え合いのまちづくり

施策2-(1) 支え合いのまちをつくる

地域住民や活動団体による支え合い活動への支援と福祉活動団体や企業等も含めたネットワークの拡充を図ることで、地域の人々が互いに支え、支えられる地域づくりを目指します。

施策2-(2) 安心・安全のまちをつくる

避難行動要支援者の支援体制や福祉避難所の充実、災害ボランティアの確保など、日ごろから緊急時に備え、いざという時に助け合える安心・安全なまちづくりを進めます。

施策2-(3) 快適な生活環境をつくる

道路、公園や公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、快適な生活環境づくりを図ります。

基本目標3

包括的な支援の仕組みづくり

施策3-(1) 誰もが相談できる仕組みをつくる

地域住民の暮らしに関わるそれぞれの地域生活課題に対して、関係機関と連携しながら、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制と、身近なところで相談できる包括的な支援体制の整備を行い、より利用しやすく、より納得が得られる相談支援の提供を目指します。

施策3-(2) 安心して地域で暮らす仕組みをつくる

高齢者等への見守り体制の強化や、成年後見制度の利用促進、虐待防止による権利擁護を推進することにより、誰もが孤立することなく、地域で安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

施策3-(3) 情報発信の仕組みづくり

支援を必要とする人の地域生活課題が多様化する中で、必要な情報が届くよう、分かりやすい表現での情報提供を進めるとともに、情報の内容に適した発信方法に取り組みます。

3 各計画における施策の推進の考え方

(第5期地域福祉計画)

一人ひとりが生きがいを持ち、安心して力を発揮することができる、地域共生力の高い支え合いの地域づくりを目指し、地域福祉活動の活性化や、総合的・横断的に取り組むべき相談体制の構築などを推進します。

(再犯防止推進計画)

犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことなく、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現に向け、更生保護活動を担う団体等の活動支援や再犯の防止等に関する啓発を推進します。

(第4期地域福祉活動計画)

権利擁護を含む地域福祉活動への意識を醸成し、地域福祉人材や組織を育てる地域づくりを目指し、交流、つながりの創造や地域の支え合い活動の充実などを推進します。

(第2期自殺対策計画)

地域住民や職場同僚などが、深刻な悩みやSOSを抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる地域づくりを目指します。

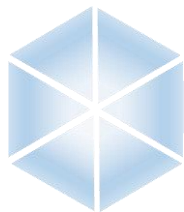
地域自殺実態プロフィールに基づき、「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」区分の自殺対策に重点的に取り組みます。

(第2期成年後見促進計画)

認知症や障がい等による判断能力の低下があっても、適切に成年後見制度等の権利擁護支援をすることにより、尊厳のある本人らしい生活を継続できる地域づくりを目指します。

(第2期困窮者支援計画)

経済的な困窮など生活上の困難が生じた場合でも適切な支援へつながり、暮らしが守られる地域づくりを目指します。



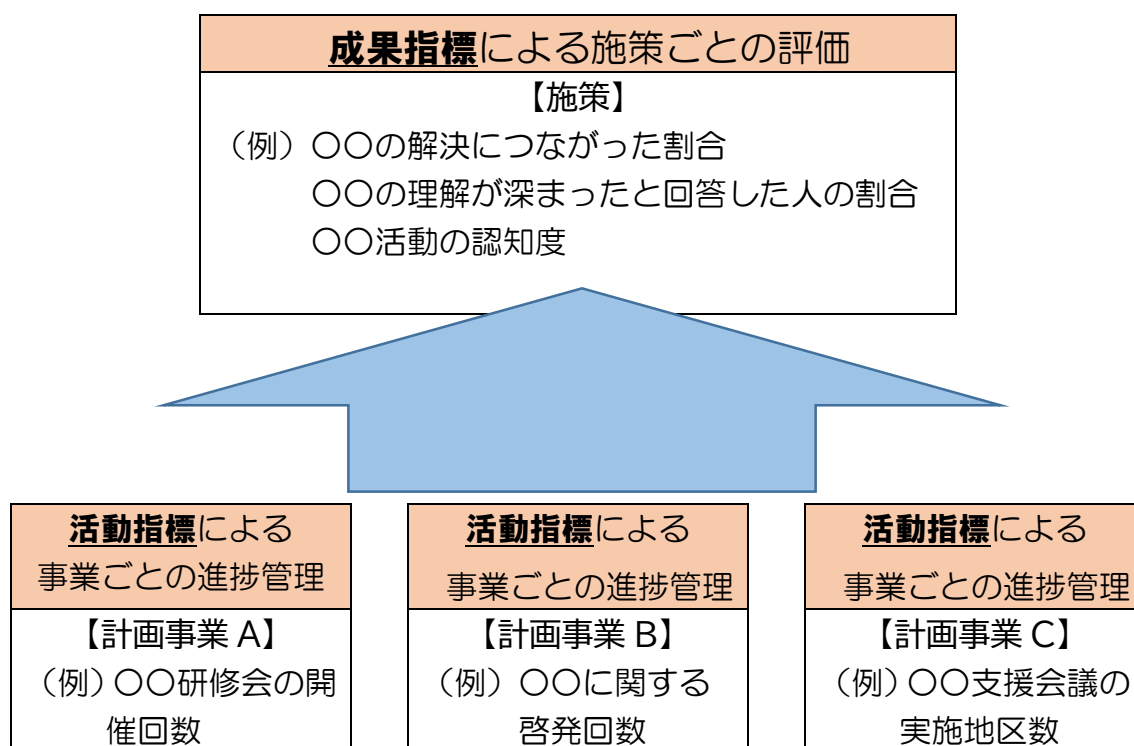
第4章 施策の展開

1 施策の展開に関する基本的な考え方

第1章で示した基本理念「わたしたち一人ひとりが輝きながら安心できる未来を創る共生のまち ひらつか」の考え方に基づき、「地域を支える人づくり」、「支え合いのまちづくり」、「包括的な支援の仕組みづくり」の3つの基本目標を掲げ、9つの施策に沿って様々な事業に取り組みます。

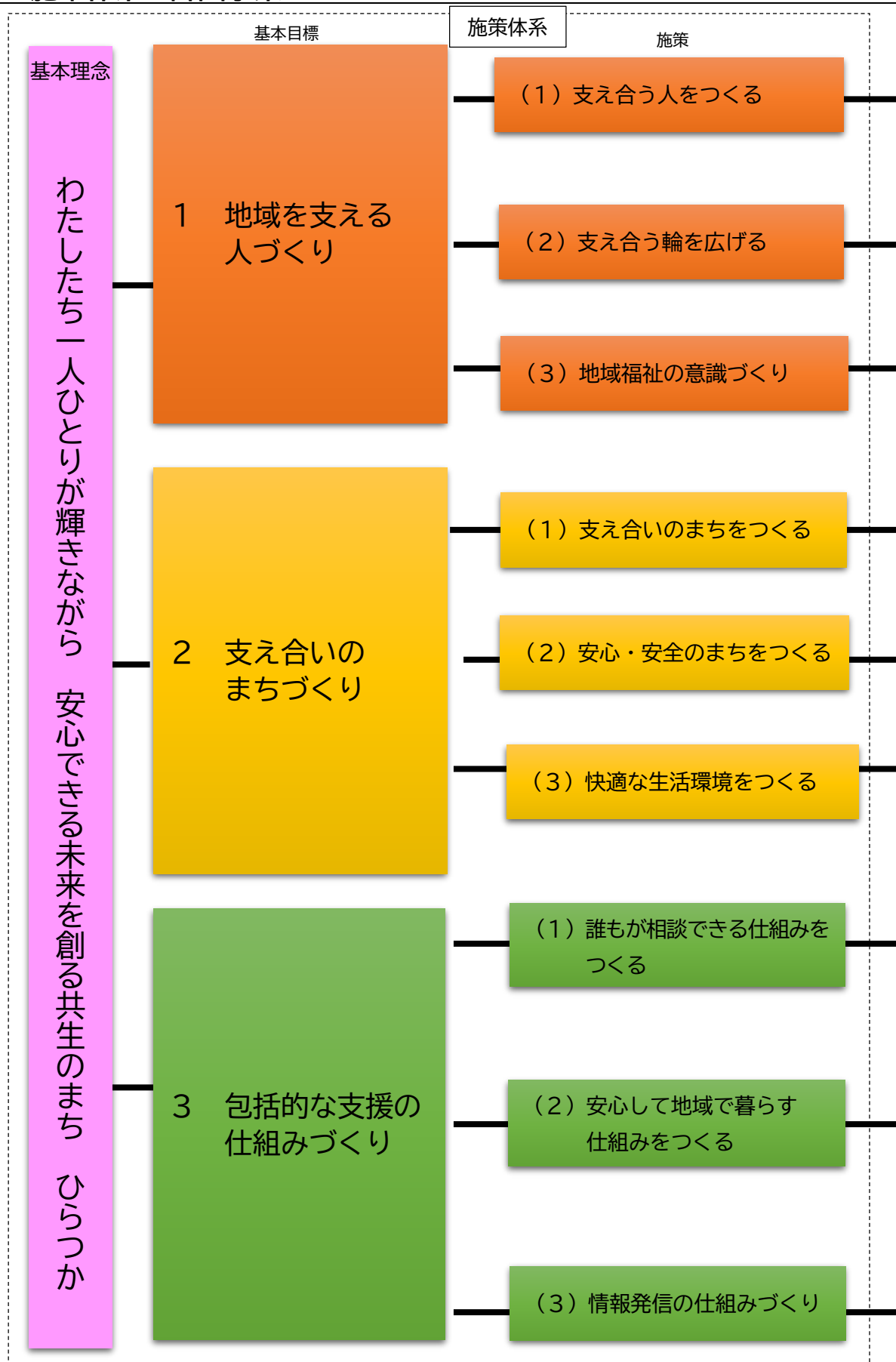
なお、本計画では、**第5期**地域福祉計画（再犯防止推進計画を包含）を上位計画としつつ、**第4期**地域福祉活動計画、**第2期**自殺対策計画、**第2期**成年後見促進計画、**第2期**困窮者支援計画を包括的に策定し、共通の施策、共通の成果指標により相乗効果の高い施策展開を図ります。

計画の進行管理に当たっては、別冊に記載の各**計画**事業の活動指標による事業ごとの進捗管理を行うとともに、各施策に位置づけた成果指標による施策ごとの評価を行うこととします。



活動指標…どのような取組をどれくらい行うのか等の事業活動の内容や量を示す指標です。
成果指標…事業を行った結果、どのような効果をどれだけ上げることができるのか等の成果を示す指標です。

2 施策体系と計画事業



計画事業

【地福】福祉教育の充実、市民活動人材の育成、特技を生かせる場の創出、介護人材のイメージアップへの取組、介護職員への定着支援、スマート介護の推進
 【地活】ボランティア等の人材の発掘と育成
 【自対】ゲートキーパーの積極的養成
 【成後】市民後見人の養成、多様な担い手の確保・育成の推進

【地福】地域福祉計画
 (再犯) 再犯防止推進計画
 【地活】地域福祉活動計画
 【自対】自殺対策計画
 【成後】成年後見制度利用促進計画
 【生困】生活困窮者自立支援計画

【地福】町内福祉村の認知度向上、町内福祉村の新規開設促進、町内福祉村における新規活動の促進、民生委員児童委員活動の認知度向上、地域課題協議・解決機能の充実、市民による地域課題解決活動の促進
 (再犯) 学校と保護司の連携強化
 【地活】福祉活動団体の育成と支援、地区社協活動の活性化支援
 【自対】自死遺族等への支援の推進、生き方・命の大切さを学ぶ機会の提供、「SOSの出し方に関する教育」の推進
 【成後】親族後見人等への支援拡充
 【生困】生活困窮者自立支援に関係する機関等との連携強化

【地福】共生社会ホストタウン事業、多文化共生事業の推進、インクルーシブ遊具を通じた多様性の理解促進
 (再犯)「社会を明るくする運動」による啓発活動
 【地活】福祉について学べる場づくり
 【自対】読書活動を通じた自殺対策の推進
 【成後】意思決定支援の普及・浸透

【地福】福祉会館の多世代共生拠点への移行、社会福祉法人等による地域福祉活動の活性化の支援、福祉有償運送事業の支援、住民主体の地域内移送の推進、地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の展開
 (再犯) 更生保護団体への活動支援
 【地活】誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの推進、福祉活動団体等のネットワークの拡充、企業等の地域貢献活動の支援
 【自対】事例検討を通じたネットワーク体制の強化
 【成後】地域連携ネットワークの機能強化

【地福】避難行動要支援者等に対する支援体制の充実、福祉避難所の確保及び充実
 【地活】災害時の助けあい活動への取組

【地福】バリアフリー促進事業、公園のバリアフリー化の推進、歩道のバリアフリー化の推進、ノンステップバス推進事業、ユニバーサルデザインタクシー推進事業、通いの場(サロン)等におけるICTを活用したつながり促進
 【地活】情報格差の解消に向けた支援

【地福】重層的支援体制整備事業における相談支援、身近な分野別相談へ対応するための多様な住民参加の促進、民生委員児童委員の相談対応力向上の促進、地域における身近な保健福祉相談窓口の充実、子育て世代包括支援センターの機能拡充

【地活】身近な相談体制の強化
 【自対】多重債務者の相談支援体制の強化、青少年の相談支援体制の強化、いのちとくらしの総合相談会の開催、自殺未遂者支援事業等との連携

【成後】中核機関の機能強化
 【生困】自立相談支援事業の実施、いのちとくらしの総合相談会の開催

【地福】重層的支援体制整備事業における参加支援や地域づくり、虐待防止ネットワークをはじめとする権利擁護の総合的推進、**共生社会実現のための**認知症支援策の推進、高齢者見守りの拡充、自分らしい人生の締めくくりを迎えるための活動への支援、子どもの貧困解消に向けた取組の推進、住宅確保要配慮者の入居支援、高齢者に配慮した市営住宅の整備

【地活】地域生活課題の早期発見と対応力の強化、その人らしく生きる権利をまもる取組の推進、生活困窮状態にある人への支援
 【自対】教育関係者に対する自殺対策研修の推進
 【成後】成年後見制度利用支援事業の見直しの検討、成年後見利用促進協議会の開催
 【生困】住居確保給付金の支給、子どもに対する学習・修学の支援事業、直ちに就労することが困難な人に対する就労支援、一般就労に向けた活動が可能な人に対する就労支援、家計改善支援事業、巡回相談等のホームレス支援事業、一時生活支援事業

【地福】誰もが分かりやすい情報提供の推進
 【自対】自殺対策に関する周知啓発の強化
 【成後】成年後見制度の周知と理解の促進

3 各計画における事業一覧

基本目標	施策	地域福祉計画(再犯防止推進計画を包含)	地域福祉活動計画
1 地域を支える人づくり	(1) 支え合う人をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育の充実 ○市民活動人材の育成 ○特技を生かせる場の創出 ○介護人材のイメージアップへの取組 ○介護職員への定着支援 ○スマート介護の推進 	○ボランティア等の人材の発掘と育成
	(2) 支え合う輪を広げる	<ul style="list-style-type: none"> ○町内福祉村活動の認知度向上 ○町内福祉村の新規開設促進 ○町内福祉村における新規活動の促進 ○民生委員児童委員活動の認知度向上 ○地域課題協議・解決機能の充実 ○市民による地域課題解決活動の促進 ○学校と保護司の連携強化(再犯) 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉活動団体の育成と支援 ○地区社協活動の活性化支援
	(3) 地域福祉の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○共生社会ホストタウン事業 ○多文化共生事業の推進 ○インクルーシブ遊具を通じた多様性の理解促進 ○「社会を明るくする運動」による啓発活動(再犯) 	○福祉について学べる場づくり
2 支え合いのまちづくり	(1) 支え合いのまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉会館の多世代共生拠点への移行 ○社会福祉法人等による地域福祉活動の活性化の支援 ○福祉有償運送事業の支援 ○住民主体の地域内移送の推進 ○地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の展開 ○更生保護団体への活動支援(再犯) 	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの推進 ○福祉活動団体等のネットワークの拡充 ○企業等の地域貢献活動の支援
	(2) 安心・安全のまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者等に対する支援体制の充実 ○福祉避難所の確保及び充実 	○災害時の助けあい活動への取組
	(3) 快適な生活環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー促進事業 ○公園のバリアフリー化の推進 ○歩道のバリアフリー化の推進 ○ノンステップバス推進事業 ○ユニバーサルデザインタクシー推進事業 ○通いの場(サロン)等におけるICTを活用したつながり促進 	○情報格差の解消に向けた支援
3 包括的な支援の仕組みづくり	(1) 誰もが相談できる仕組みをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業における相談支援 ○身近な分野別相談へ対応するための多様な住民参加の促進 ○民生委員児童委員の相談対応力向上の促進 ○地域における身近な保健福祉相談窓口の充実 ○子育て世代包括支援センターの機能拡充 	○身近な相談体制の強化
	(2) 安心して地域で暮らす仕組みをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業における参加支援や地域づくり ○虐待防止ネットワークをはじめとする権利擁護の総合的推進 ○共生社会実現のための認知症支援策の推進 ○高齢者見守りの拡充、 ○自分らしい人生の締めくくりを迎えるための活動への支援 ○子どもの貧困解消に向けた取組の推進 ○住宅確保要配慮者の入居支援 ○高齢者に配慮した市営住宅の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活課題の早期発見と対応力の強化 ○その人らしく生きる権利をまもる取組の推進 ○生活困窮状態にある人への支援
	(3) 情報発信の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが分かりやすい情報提供の推進 	

自殺対策計画	成年後見制度 利用促進計画	生活困窮者自立支援計画
○ゲートキーパーの積極的養成	○市民後見人の養成 ○多様な担い手の確保・ 育成の推進	
○自死遺族等への支援の推進 ○生き方・命の大切さを学ぶ機会の 提供 ○「SOSの出し方に関する教育」 の推進	○親族後見人等への支 援拡充	○生活困窮者自立支援に関する 機関等との連携強化
○読書活動を通じた自殺対策の推 進	○意思決定支援の普及・ 浸透	
○事例検討を通じたネットワーク 体制の強化	○地域連携ネットワ ークの機能強化	
○多重債務者の相談支援体制の強 化 ○青少年の相談支援体制の強化 ○いのちとくらしの総合相談会の 開催 ○自殺未遂者支援事業等との連携	○ 中核機関の機能強化	○自立相談支援事業の実施 ○いのちとくらしの総合相談会の 開催
○教育関係者に対する自殺対策研 修の推進	○成年後見制度利用支 援事業の見直しの検 討 ○成年後見利用促進協 議会の開催	○住居確保給付金の支給 ○子どもに対する学習・修学の支援 事業 ○直ちに就労することが困難な人 に対する就労支援 ○一般就労に向けた活動が可能な 人に対する就労支援 ○家計改善支援事業 ○巡回相談等のホームレス支援事業 ○一時生活支援事業
○自殺対策に関する周知啓発の 強化	○成年後見制度の周知 と理解の促進	

4 施策の展開

基本目標 | 地域を支える人づくり

施策1-(1) 支え合う人をつくる

基本的な方向性

地域共生社会を目指す地域福祉の推進において、その担い手は地域です。地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人ひとりが地域を支える担い手であるという意識をもち、日常生活をはじめ地域活動団体やボランティア団体等の活動において、支え合いや助け合いができるよう人材の発掘や育成・定着を進めます。

現状と課題

- 地域共生社会の実現に向けては、自ら生活する地域に目を向け、そこで生じている課題を我が事として捉え、主体的に取り組む人材が必要です。
- 市民意識調査の結果を見ると、ボランティア活動したことがない理由として「きっかけがないから」が最も多い理由となっており、活動を始めるきっかけづくりが必要です。また、福祉活動団体への意識調査では、メンバーの高齢化と後継者不足が課題です。
- 今後、本市においても高齢化の進展が見込まれる中、介護保険サービスを安定的に提供するため、担い手となる介護職員の不足は大きな課題です。
- 市民後見人の認知度は、「知っていた」「聞いたことがある」合わせて約15%です。市民後見人について、関心を持ってもらえるよう周知していくとともに、市民後見人養成講座を実施していく必要があります。
- 成年後見制度の利用者は増加傾向にあるため、担い手不足を解消できる手段を検討していく必要があります。

5年後の目指す姿

地域福祉におけるボランティア等の人材の発掘と育成を推進することで、市民活動の多様化と活性化を推進し、地域を支える新たな担い手が育っています。また、自殺予防を支える人材や、市民後見人や権利擁護に関する業務を担う後見サポーターが活躍しています。さらに、今後の高齢者人口の動態や介護ニーズを見極め、介護人材の確保・定着に向けた取組を進めることで、市内介護事業所において職員が安定的に確保できています。

成果指標

指標内容	現状 (2022年度)	中間 (2026年度)	最終 (2028年度)
市民意識調査におけるボランティア活動の経験がある人の割合	32.1%	—	34%
ゲートキーパー養成者数(累計)	3,874人	4,600人	5,000人
市民後見人の後見等受任者数(累計)	11人	17人	21人
人手不足を感じたことのない介護事業所の割合	20.4%	20.4% (※)	20.4%

※高齢者福祉計画(介護保険事業計画)策定に向けたアンケートにより成果を測るため、中間評価は2025年度に行います。

具体的な取組

【地域福祉計画】

①福祉教育の充実(別冊 p.2)

体験的な活動等を通して、身近な人々とふれあいを深めることにより、地域における福祉啓発を広げ、社会福祉に関する理解や地域共生力を高めます。

②市民活動人材の育成(別冊 p.3)

「ひらつか地域づくり市民大学」の開催による人材育成と修了者の活動支援を通じ、市民活動の活性化を促進します。

③特技を生かせる場の創出(別冊 p.3)

自分のスキルを身近な地域で生かし、生きがいの一つとなるよう、公民館を窓口とする平塚市地域活動サポート人材登録制度(知恵袋バンク)への登録を推進します。

④介護人材のイメージアップへの取組(別冊 p.4)

様々な機会を捉え、介護業界の実情を効果的に広く情報発信し、介護のイメージアップを図ります。

⑤介護職員への定着支援(別冊 p.4)

若手の介護職員の交流の場である「わかてカイ」を実施します。また、介護職員からの相談窓口を整理して発信します。

⑥スマート介護の推進(別冊 p.5)

介護現場の生産性向上や介護職員への定着支援として、デジタル技術を活用した介護事業所におけるスマート化(省力化・高度化)を促進します。

【地域福祉活動計画】

⑦ボランティア等の人材の発掘と育成(別冊 p.6)

誰もが地域福祉に関心を持ち、より積極的にボランティアとして福祉活動に参加し、生きがい・やりがいにつながる環境整備を行います。また、地域生活課題の解消につながるボランティア養成講座等を企画し、人材育成と活動に取り組みます。さらに、介護現場の人材育成に取り組みます。

【自殺対策計画】

⑧ゲートキーパーの積極的養成(別冊 p.7)

一人でも多くのゲートキーパーを養成し、自殺の可能性の高い人に気づき、適切な支援へ繋げられるようにします。本市の特徴として、「勤務・経営、高齢者、生活困窮者」の自殺が多いと示されていることから、積極的に取り組みます。

【成年後見制度利用促進計画】

⑨市民後見人の養成(別冊 p.8)

市民後見人の認知度を向上するため、権利擁護に関する幅広い知識を備える機会を設け、成年後見制度への興味・関心の向上を図るとともに、市民後見人の養成を実施していきます。

⑩多様な担い手の確保・育成の推進(別冊 p.9)

後見サポーターの多様な活動について検討することや、市民後見人のあり方について検討します。この他、新規法人後見の参画について検討します。

コラム 15 介護人材の確保

介護サービスを安定的に提供するためには、ケアを行う介護従事者が充足していることが不可欠です。平塚市では、介護人材の確保についてさまざまな取組を行っています。

取組の一つとして、介護職員への定着支援事業があります。介護事業所の中には職員数人の小規模な事業所も多く、入職後間もない職員にとっては職場の相談ができる相手が限られてしまうことが課題の一つではないかと考えています。

そのため、市では、令和4年度から、介護業界への入職5年以内で、かつ39歳以下の若い介護職員を対象に、事業所を超えた交流の場である「わかてカイ」を実施しています。グループワークを通して職場での悩みを共有したり、同じ境遇の仲間からアドバイスをもらえる機会にしたり、働く上で役立つ知識やスキルなどを学べる場となるよう事業を実施しています。



「わかてカイ」の様子

介護人材確保にかかる取組は継続的に取り組むことが最も重要であると考えています。今後も、介護の現場、求職者などさまざまな立場の方から情報を集め、介護人材確保のために市として取り組むべきことは何かを検討していきます。

基本目標 Ⅰ 地域を支える人づくり

施策1-(2) 支え合う輪を広げる

基本的な方向性

地域のつながりの希薄化が懸念される中、地域の人々がふれあう機会や居場所づくりが求められています。町内福祉村や民生委員児童委員の活動に対する認知度向上や機能の充実、地区社協をはじめとする福祉活動団体や支援活動者も含めた、地域における持続可能な支え合いの輪の広がりを目指します。

現状と課題

- 少子高齢化の進展や、単身世帯やひとり親世帯、障がい者の増加など、何らかの支援を必要とする人の増加が見込まれます。
- 市民意識調査の結果によると、近所付き合いの程度も「あいさつをする程度の人がいる」「ほとんど付き合いがない」を合わせると46%となっており、昔ながらの地域のつながりが希薄になることが懸念されています。
- 市民意識調査の結果によると、本市の地域福祉の拠点である町内福祉村の知名度を「町内福祉村が設置されている地区」と「設置されていない地区」に住んでいる人で比較したところ、設置地区では「知っている」もしくは「聞いたことがある」と回答した人の割合は約41%となっており、未設置地区では約24%と大きな差異があることが明らかになりました。
- 犯罪や非行を防止し子どもたちの健全な育成を図るためには、子どもの育成の中心的な場所となる学校と、更生保護や犯罪予防活動等を行う保護司の連携が重要です。
- 親族後見人が専門知識や経験不足により、不適切な後見活動にならないように支援していくことが必要ですが、親族後見人がどこにいるのか把握できず、後見人支援につなげることが難しい状況です。

5年後の目指す姿

誰もが日常的に地域の人々がふれあう機会や居場所づくりを進めることで、地域での人と人とのつながりが深まり、顔の見える支え合いの輪が広がっています。

成果指標

指標内容	現状 (2022年度)	中間 (2026年度)	最終 (2028年度)
町内福祉村活動の認知度	36.3%	—	40%
民生委員児童委員活動の認知度	72.6%	—	75%
地区社協や町内福祉村の新規活動の数 (累計)	—	14件	22件
自死遺族の集い参加後、前向きな感想を得られた割合	94%	94%	94%
生き方・命の大切さを学ぶ講演会の受講後、「前向きな気持ちになれた」と回答した生徒の割合	—	65%	70%
親族後見人講習会・交流会のアンケートで「また参加したい」と回答した人の割合	—	75%	80%

具体的な取組

【地域福祉計画】

①町内福祉村活動の認知度向上(別冊 p.10)

町内福祉村の活動展示やSNSなど、様々な方法で町内福祉村の活動を周知することで、町内福祉村の住民認知度を高め、町内福祉村活動への理解を醸成するとともに、地域団体との連携や協働を進め、ボランティアの活動への協力を促進します。

②町内福祉村の新規開設促進(別冊 p.10)

町内福祉村の全市での展開に向け、町内福祉村が未設置の地区には丁寧に説明に伺い、設置に向けた地域の機運を高めるとともに、関連する地域団体が、地域性を考慮し、地域への人材や資源を活かしつつ町内福祉村設立に向けた協議、検討を行えるよう支援し、新規設置を促進します。

③町内福祉村における新規活動の促進(別冊 p.11)

町内福祉村の将来に向けたあり方の再構築に向け、これまでの活動を検証するとともに、新規活動の水平展開を促進することで、持続可能な活動を支えます。

④民生委員児童委員活動の認知度向上(別冊 p.11)

民生委員児童委員活動の住民認知度を高め、活動への理解を深めるとともに、スムーズな個別訪問等の実施を推進します。また、活動のPRや負担軽減などにより、民生委員児童委員のなり手不足の解消を図ります。

⑤地域課題協議・解決機能の充実(別冊 p.12)

協議体をはじめとする、住民主体の課題把握と共有、解決に向けた取組方策を検討する協議の場における議論の活性化を促進します。

⑥市民による地域課題解決活動の促進(別冊 p.12)

市民が主体となった地域活動を充実させることを目指し、「平塚市地域課題解決推進事業交付金」や「平塚市市民活動推進補助金」により市民主体の地域課題解決活動への助成を推進します。

(再犯防止推進計画)

⑦学校と保護司の連携強化(別冊 p.13)

犯罪や非行を防止し子どもたちの健全な育成を図るため、地域ごとに学校と保護司が子どもたちの現状や更生保護活動について情報を共有する研修会を開催し、両者の連携を強化します。

【地域福祉活動計画】

⑧福祉活動団体の育成と支援(別冊 p.14)

既存の福祉活動団体や当事者団体等の活動が活性化するための支援と新たな活動の組織化を支援します。

⑨地区社協活動の活性化支援(別冊 p.15)

地区社協活動の協力者が増加することを目指し、地区社協活動の広報啓発を拡充します。地区社協活動がより活性化し、地域共生力の高い地域づくりにつながる活動を促進します。

【自殺対策計画】

⑩自死遺族等への支援の推進(別冊 p.16)

自死遺族等の孤独・孤立防止を目的として、安心して自分の気持ちを語り、分かち合うための環境づくりを継続して実施します。また、庁内職員や市民等を対象に研修を通じて自死遺族等支援のために理解を促します。

⑪生き方・命の大切さを学ぶ機会の提供(別冊 p.17)

中学生が自尊心を大切にし、困難等に直面した時の対処方法を身に付けられる機会を提供します。

⑫「SOSの出し方に関する教育」の推進(別冊 p.17)

2017年度に文部科学省・厚生労働省連名で発出された通知に沿った内容のSOSの出し方に関する教育を各学校の実情に合わせて市内全小中学校で実施します。

【成年後見制度利用促進計画】

⑬親族後見人等への支援拡充(別冊 p.18)

親族後見人を検討している人を対象としている親族後見予習セミナーや、親族後見人を対象とした講習会・交流会を実施し、相談支援につながるようにします。

【生活困窮者自立支援計画】

⑭生活困窮者自立支援に関係する機関等との連携強化(別冊 p.19)

庁内他課のほか民生委員児童委員や自治会などの地域で直接市民と接する活動を行う機関と連携を深め、行政機関が直接入手することが困難な情報を把握するよう努めます。生活困窮者の把握については、税関連の関係機関のほか、学校、教育委員会、**高齢者**よろず相談センター、地域若者サポートステーション、食糧支援や学習支援を行う団体や自治会など、多岐にわたる関係機関との連携体制を強化します。

基本目標 Ⅰ 地域を支える人づくり

施策1-(3) 地域福祉の意識づくり

基本的な方向性

地域共生社会を実現するためには、一人ひとりが地域への関心を持つことに加え、障がいや認知症への理解など、心のバリアフリーを推進するほか、多様性を認め合い、異文化への理解を深めることが重要です。

地域福祉活動への関心を持ち、支え合うことですべての人が幸せになる福祉のところが育まれるよう、世代や属性を問わず意識づくりを進めます。

現状と課題

- 世帯構造やライフスタイルの変化が進む中、地域社会での交流が減ってきており、人と人とのふれあいを通して思いやりやいたわりといった互いを思いあう心を育む機会も少なくなっています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、神奈川県と共同でリトアニア共和国のホストタウン（*22）・共生社会ホストタウン（*23）に登録され、交流を推進してきました。大会終了後もリトアニア共和国との交流を推進しており、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進する必要があります。
- 留学生や技能実習生の増加に伴い外国籍市民が増加している一方で、言葉や生活習慣の違いにより、地域社会での理解が進みにくい状況があります。
- 団体アンケートの結果をみると、地域活動のリーダーのなり手不足、自治会・地区社会福祉協議会等の担い手不足、参加する顔ぶれの固定化などが活動上の課題として挙げられており、地域全体における地域福祉の意識づくりが必要不可欠となっています。
- 安全で安心な明るい地域社会を築くためには、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、地域社会で理解を得ていく必要があります。

*22 ホストタウン グローバル化の推進や地域活性化を目的として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、参加国や地域との相互交流を促進する地方公共団体のことです。

*23 共生社会ホストタウン 本市はリトアニア共和国のホストタウンとして、オリンピック・パラリンピアンを受入れを契機に、「共生社会」の実現に向けた、心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの街づくりを推進し、大会開催後もレガシー（遺産）としてつなげています。

- 市民意識調査の結果をみると、自殺対策として大切だと思うことや、充実させるべきと思うこととして『若年層への「いのちの大切さ」を学ぶ教育』が最も多い回答となっているほか、自由意見でも子どもたちに命の大切さをこれまで以上に教えて欲しいという意見がありました。
- 成年後見制度の利用促進に関する国の第二期基本計画では、**本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすることを基本として、成年後見制度の運用改善に取り組むことが示されています。**

5年後の目指す姿

近所に住む人と支え合う意識づくりを推進することで、次世代を担う児童生徒や幅広い世代の地域住民に福祉のこころが育まれています。また、幼少期から読み聞かせ等の関わり合いを通じて、「命の大切さ、尊さ」を学び、地域共生社会の実現に必要な心のバリアフリーを育んでいます。さらに、意思決定支援について保健福祉医療関係者が理解できるようになり、本人を中心にした支援が浸透してきています。

成果指標

成果指標	現状 (2022年度)	中間 (2026年度)	最終 (2028年度)
共生社会ホストタウンの関連事業実施数	4件	4件	4件
みんなの広場の利用者数(1日あたり)	—	50人	100人
福祉に関する理解を学んだ人数(累計)	10,390人	51,000人	72,000人
「命の大切さ、尊さ」をテーマとした読み聞かせを実施した中学校区の割合	80%	90%	100%

具体的な取組

【地域福祉計画】

①共生社会ホストタウン事業(別冊 p.20)

オリ・パラを契機とした心のバリアフリーを推進するとともに、共生社会ホストタウンの理念のもと取組を継続して推進し、市民の意識向上に努めます。

②多文化共生事業の推進(別冊 p.20)

言葉や生活習慣が異なる外国籍市民が安心して暮らし、地域社会を共に支えつくり上げる一員となるよう、多言語での情報提供や日本語教室の開催のほか、地域住民との交流事業を実施するなど外国籍市民を理解し受け入れるための環境整備を推進します。

③インクルーシブ遊具を通じた多様性の理解促進(別冊 p.21)

本市総合公園内に設置しているインクルーシブ遊具により、次世代を担うすべての子どもたちが一緒に遊べる場を提供します。あらゆる個性や背景を持つ子どもたちが、一緒になって遊ぶことで、幼少期から多様性への相互理解を深めていきます。

(再犯防止推進計画)

④「社会を明るくする運動」による啓発活動(別冊 p.21)

「社会を明るくする運動」における関連イベントを実施するなど、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりに向けて、罪を犯した人の更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

【地域福祉活動計画】

⑤福祉について学べる場づくり(別冊 p.22)

次世代を担う児童・生徒が福祉に対し、地域の支えあい活動につながる福祉学習を実施する学校が増えるよう周知と説明を行います。また、地域住民向けの福祉の学びの場が充実した内容となるよう支援をします。

【自殺対策計画】

⑥読書活動を通じた自殺対策の推進(別冊 p.23)

「命の大切さ、尊さ」をテーマに子どもが自尊心を高め、前向きな気持ちになれる本を通じて、全中学校区で子どもの頃から「命の大切さ、尊さ」を学ぶ機会を提供します。

【成年後見制度利用促進計画】

⑦意思決定支援の普及・浸透(別冊 p.24)

意思決定支援について保健福祉医療関係者向けに研修を開催します。また、意思決定支援の実現に向けて、アドバイザーを派遣することを検討していきます。

コラム 16 平塚市地域共生フォーラム

平塚市地域共生フォーラムは、支援の「受け手」や「支え手」といった関係を超えて、すべての人が、住み慣れた地域で互いに支え合いながら共に生きていく「地域共生社会」を考える講演会です。

地域共生社会は、近年、国からもあり方を示されており、地域住民等は支え合って、一人ひとりの暮らしと生きがいを創造する必要があります。地域共生フォーラムは、市民をはじめとした、子育て世代の方、障がい者、小中学生などと、すべての人々が対象であり、参加してもらうことで地域共生社会や心のバリアフリーの普及・啓発を目指します。

また、本市はリトアニア共和国のホストタウンとして、オリ・パラ開催時には、オリンピック・パラリンピックの受入れ等を行い、大会の開催を契機とした心のバリアフリーをレガシー（遺産）として、普及・啓発の取組を継続しています。



フォーラムの様子(令和4年度「ブラインドサッカーを通じた体験と地域の支え」)

コラム 17 インクルーシブ遊具

「インクルーシブ遊具」を備えた「みんなの広場」は、令和4年4月に市制施行90周年を迎え、その記念事業の一環として、あらゆる個性や背景を持つ子どもたちも含めて、すべての子どもたちが一緒になって遊ぶ中で自然に交流し、一緒にいることが当たり前前環境を醸成するきっかけとすることを目的として総合公園に整備しました。

設置した遊具の内訳は、複合遊具、回転遊具、ブランコ、スイング遊具、地形遊び、砂場、ミニハウス及び楽器遊具の8種類です。

それぞれの遊具は、ユニバーサルデザインに配慮した設計となっているほか、座位の保持ができない子どもに対応したブランコや、車いすに乗ったまま遊べる複合遊具やテーブル砂場、視覚障がい者も遊べる音の出せる楽器遊具や触知案内図などとなっています。



みんなの広場

また、遊具周りをゴムチップ舗装とし、安全に配慮するなど、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、知的・発達障がいを持つ子どもに対応しています。

さらには、保護者等の付き添い者が長く滞在することを想定して、ベンチやパーゴラなども配置し、ゆっくりと見守れる環境も整えています。

次世代を担うすべての子どもたちが一緒に遊ぶことを通して、この「みんなの広場」が共生社会の実現を図る一助となることを期待しています。

基本目標 2 支え合いのまちづくり

施策2-(1) 支え合いのまちをつくる

基本的な方向性

地域住民や活動団体による支え合い活動への支援と福祉活動団体や企業等も含めたネットワークを拡充することで、地域の人々が互いに支え、支えられる地域づくりを目指します。

現状と課題

- 地域の福祉活動団体である地区社協、地区民児協、自治会、ゆめクラブ（老人クラブ）、町内福祉村などが核となり、地域行事やサロンの開催などを通じて福祉コミュニティを形成するとともに、それぞれの立場・役割で地域福祉活動を展開しています。
- 一方で、地域の方の抱える課題は複雑化・複合化している傾向にあることから、様々な機関のネットワークを強化するとともに、医療と福祉の連携を更に進める必要があります。
- 犯罪や非行をした人の再犯を防止するために、その社会復帰を支える更生保護団体と連携していく必要があります。
- 自殺の原因は1つではなく、複合的な要因が絡み合っているため、各機関の相互連携・協働の充実が求められます。
- 権利擁護支援が必要な人が、成年後見制度を十分に利用できているとは言えない状況です。成年後見制度の理解や制度に対する関心は、各機関によって差があるため、連携を強化し、早期に相談支援につながる必要があります。

5年後の目指す姿

各団体の活動の活性化や団体間のネットワークを促進し、各団体が協働・連携して様々な地域福祉活動や交流が活発に行われています。また、民間企業の地域福祉活動が活性化しています。さらに、自殺対策や成年後見制度においても、市民や民間団体、医療機関、企業、行政機関が相互に連携・協働し、ネットワーク体制が強化されています。

成果指標

指標内容	現状 (2022年度)	中間 (2026年度)	最終 (2028年度)
社会福祉法人等による公益的な取組の件数	20件	25件	30件
地域福祉課題に対し企業等の活動をつないだコーディネート件数(累計)	—	5件	7件
事例検討を通じて、適切な対処について理解が深まった人の割合	100%	100%	100%

具体的な取組

【地域福祉計画】

①福祉会館の多世代共生拠点への移行(別冊 p.25)

地域住民の抱える課題やライフスタイルの変化に伴い、福祉会館のあり方を見直し、大規模改修を契機に多世代共生拠点施設への移行を進めます。

②社会福祉法人等による地域福祉活動の活性化の支援(別冊 p.26)

近年の社会福祉法改正を経て、**地域や法人間での連携を促し**、さらなる地域福祉活動の活性化を図ります。

③福祉有償運送事業の支援(別冊 p.26)

各事業者が運転者等の人材確保することで利用者を増加させ、また運営に係る経費についても負担を軽減するような支援を行うことで、事業所運営の安定に繋げていきます。

④住民主体の地域内移送の推進(別冊 p.27)

高齢者や障がい者を中心とした自力移動困難者の外出機会拡大を目指すため、地域内での支え合いを主軸とした住民が主体となって実施する地域内移送を支援します。

⑤地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の展開(別冊 p.27)

全市的に想定される地域福祉にかかる課題を有するエリアとして旭地区を「モデル地区」として、さまざまな地域医療福祉に関する取組をモデル的に推進するとともに、移転可能な取組の抽出と水平展開を模索します。

(再犯防止推進計画)**⑥更生保護団体への活動支援(別冊 p.28)**

更生保護活動の拠点となる更生保護サポートセンターの運営に協力し、保護司会や更生保護女性会の活動を支援するほか、保護司会の更生保護活動に係る費用の一部を補助します。また、保護司会の研修会等において、保健医療・福祉サービスについて定期的に周知し、更生保護活動を支援します。

【地域福祉活動計画】**⑦誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの推進(別冊 p.29)**

既存の地域福祉活動団体を核としつつ、地域ごとの福祉コミュニティづくりを進めます。特にサロン等については対象者を拡充し交流の場を創り上げるなど、誰もが活躍できる環境づくりを住民と一緒にコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（以下「CSW」という。）が進めていきます。

⑧福祉活動団体等のネットワークの拡充(別冊 p.30)

複雑化・多様化する地域生活課題や災害時にも柔軟に対応できるよう、現在連携している団体のみならず、福祉分野以外の団体等も含めたネットワークの拡充に努めます。

⑨企業等の地域貢献活動の支援(別冊 p.31)

企業等の特性を地域や地域福祉活動及び福祉活動団体等に活かせるよう双方の支援をします。

【自殺対策計画】**⑩事例検討を通じたネットワーク体制の強化(別冊 p.32)**

「平塚市自殺対策会議」で本市における自殺の現状を踏まえた課題の抽出、各種事業の調査・評価等を行うとともに、各機関が具体事例を通じて連携・協力しつつ、適切な支援に繋げていくことができる仕組みや相談体制の整備を図ります。

【成年後見促進計画】**⑪地域連携ネットワークの機能強化(別冊 p.33)**

平塚市成年後見支援ネットワーク連絡会を開催し、各機関の取組や課題を共有し、各機関が役割と機能をより一層発揮できるように、ネットワークの連携を強化します。

コラム 18 地域医療福祉拠点整備モデル地区構想

平塚高村団地では、人口減少、少子高齢化の進展に伴い、現在、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」といいます。）によって、多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまちを目指す「地域医療福祉拠点化」の取組が進められています。

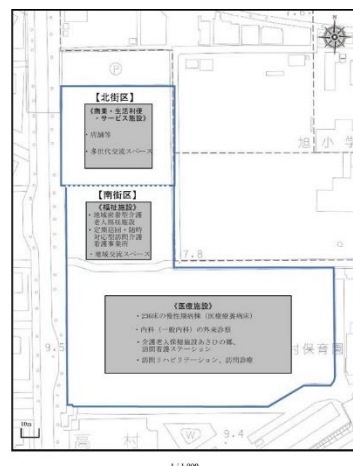
本市はこの機会を捉え、平成28年12月に「平塚高村団地及びその周辺地域におけるまちづくりの推進に係る連携協力に関する協定書」をUR都市機構との間で締結し、当該地区を「地域医療福祉拠点整備モデル地区」として位置づけ、平成31年1月に「平塚高村団地及びその周辺地域における地域医療福祉拠点整備モデル地区構想（以下「構想」といいます。）」を策定しました。

今後は構想に基づき、地域共生社会の実現を視野に入れ、地域包括ケアシステムとコンパクトシティを融合させた「ケア・コンパクトシティ」の構築の視点からのまちづくりに取り組むこととし、「子育て世帯、高齢者世帯など多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまち」の形成を目指し、「誰もが集える「ふれあい」と「にぎわい」の創出」、「高齢者も障がい者も安心して暮らせる地域づくり」、「若者・子育て世代にうれしいまち、高村・旭南」の3つの方向性によって、様々な事業に取り組んでいきます。

また、UR都市機構は、団地の集約化に合わせた新たな機能の導入等を図るため、令和2年度以降、団地の一部を除却することによって生じた余剰地となる当該事業地を活用し、「南街区」と「北街区」に分けて、民間事業者との連携による地域医療福祉拠点の整備を段階的に進めています。

「南街区」では、福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、地域交流スペース）及び医療施設（外来診療（内科）、慢性期病棟、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等）を整備し、地域住民がいくつになっても自宅や住み慣れた地域内で医療や福祉サービスを活用しながら安心して住み続けられる「ケア・コンパクトシティ」の視点からのまちづくりを目指します。

「北街区」では、多世代交流スペースを併設した、住民生活の充実及び生活利便性の向上のための商業・生活利便・サービス施設を整備し、若者・子育て世代をはじめ誰もが集える場を提供することにより、「ふれあい」と「にぎわい」の創出を図り、地域共生社会の実現を視野に入れたまちづくりを目指します。



コラム 19 共同募金～地域福祉を支える大切な財源～

神奈川県共同募金会平塚市支会

「共同募金」は、都道府県を単位として、全国で一斉に行われる寄付金募集です。社会福祉法の規定に基づき、社会福祉事業・更生保護事業を行う関係施設・団体等の活動を資金面で支援することを目的として実施されています。10月からは赤い羽根募金、12月からは年末たすけあい募金として地域の皆様にご協力いただいています。

お寄せいただいた寄付金は神奈川県共同募金会を通じて様々な活動に配分されます。

- 県内の社会福祉施設の施設整備のため
- 広域な災害への準備金
- 市町村社協の活動支援のため
 - ・市内23地区社協への助成
 - ・子育て支援団体への助成
 - ・要援護者世帯への慰問金
 - ・被災者への見舞金 など



湘南ベルマーレ試合会場でのイベント募金の様子

誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことができるよう、共同募金は私たちの身近なところで活用されています。引き続き皆様からのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

コラム 20 寄付による地域福祉活動の充実

地域福祉の推進にあたっては、行政だけではなくボランティアや地元企業、NPO 法人や社会福祉法人などの協力が欠かせません。

その協力の一端として、平塚市へは地元企業などから、福祉目的に用途を限定した寄付が毎年よせられています。いただいた寄付金は福祉活動に必要な備品の購入などに使用されています。

また、平塚市社会福祉基金によせられた寄付金は、ボランティア活動支援や生活困窮世帯への支援のほか、各種地域支援団体の活動補助など多岐にわたる地域福祉活動へ役立てられています。

このほか、寄付金という形にとらわれず地域福祉へ協力いただいている事例もあります。募金や災害義援金等の振込において、一部金融機関のご厚意により、その振込手数料が不要となっています。その他にも、市内企業から福祉車両の寄付があり、平塚市社会福祉協議会を通じて地域の社会福祉団体へ寄贈されています。このように、それぞれが自分たちの得意分野を活かし、様々な形で地域福祉活動の充実に貢献していただいています。

時代の変化とともに新たな地域生活課題が生じていることにより、地域福祉で対応すべき範囲が拡大しています。行政による基盤づくりとは別の視点で、寄付や寄贈を含めた民間活力を最大限に活用した地域づくりが期待されています。



市内企業から福祉車両の寄付の様子

基本目標 2 支え合いのまちづくり

施策2-(2) 安心・安全のまちをつくる

基本的な方向性

避難行動要支援者の支援体制や福祉避難所の充実、災害ボランティアの確保など、日ごろから緊急時に備え、いざという時に助け合える安心・安全なまちづくりを進めます。

現状と課題

- 首都直下型地震や南海トラフ地震などの切迫性も指摘される中、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）や令和3年7月3日の大雨においては、本市でも様々な被害が発生しました。
- 市民意識調査によると、困ったときに地域で手助けして欲しいこととして、「災害時の手助け」が前回調査に引き続き、最も高い割合となっています。
- 災害時の支援活動を円滑に進めるためには、平時における備えの充実を図っていくことが必要です。また、災害時における避難や避難生活に配慮を必要とする高齢者や障がい者等のため、災害時における福祉的支援の充実が必要です。
- 小中学校等の一般の避難所での生活が困難な方の受入れ施設として、市の福祉施設や県立の特別支援学校と協定を締結し福祉避難所として指定しています。また、二次的避難施設として、社会福祉施設等とも受入れに関する協定を締結しています。
- 近年、感染症により市外・県外からの災害ボランティアの受け入れを制限していることから、平時から市内在住者を中心とした災害ボランティアの確保が必要です。

5年後の目指す姿

災害時に支援が必要な人が適切な援助を受けられるよう、平時からの備えの充実を図り、誰もが安心して生活することができています。

成果指標

指標内容	現状 (2022年度)	中間 (2026年度)	最終 (2028年度)
避難行動要支援者のうち「真に支援が必要な人」における個別避難計画の作成率	0%	50%	100%
避難行動要支援者のマッチング率	40%	45%	50%

具体的な取組

【地域福祉計画】

①避難行動要支援者等に対する支援体制の充実(別冊 p.34)

現在登録されている避難行動要支援者の中から「真に支援が必要な人」を絞り込み、モデルケース的に個別避難計画を作成することで、課題の抽出や事例の水平展開を進めていきます。

また、地域にて自治会長等が支援者を見つけやすくするため、市として支援を行っていきます。

②福祉避難所の確保及び充実(別冊 p.35)

福祉避難所や二次的避難施設として指定している福祉施設や県立の特別支援学校での災害時の受け入れを円滑にするため、訓練の実施やマニュアルの検証など、施設や特別支援学校とのさらなる連携に取り組みます。

【地域福祉活動計画】

③災害時の助けあい活動への取組(別冊 p.36)

円滑な災害 VC の設置と運営ができるための訓練を関係機関や災害ボランティアと実施します。また、運営協力ができるボランティア養成と育成を行うとともに、関係機関との連携強化と連携団体の拡充に努めます。災害ボランティアの事前登録者を確保するための普及啓発と ICT 化に取り組みます。

コラム 21 避難行動要支援者支援制度

過去の大規模災害を教訓として、いつ起こるかわからない災害に対応するには、国や自治体の支援である「公助」だけでなく、自らの命は自らで守る「自助」や、近隣が互いに助け合う「共助」が大変重要です。

1995年（平成7年）に発生した「阪神・淡路大震災」では、98%の人が、自力または、近所の人助け合いにより倒壊家屋から脱出し、消防・警察などにより救助された人は、わずか2%以下だったといわれています。また、平成23年（2011年）の「東日本大震災」においては、被災者全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の方が約60%、障がい者の方の死亡率は、障がいのない方の約2倍に上りました。

こうしたことから平塚市では、共助による助け合いの仕組みである「平塚市避難行動要支援者支援制度」の取組を進めています。

この制度は、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする高齢者の方や障がい者（避難行動要支援者）の方などが「避難行動要支援者」として事前に市に登録し、その名簿を地域に共有する仕組みで、自治会、民生委員児童委員等の地域の方の協力を得ながら、この名簿に基づいた要支援者一人ひとりの「個別避難計画」を作成することで、地域での「共助」による支援体制を構築し、「災害に強いまちづくり」を進める取組です。

災害には日頃からの備えが重要です。「自助」による一人ひとりの備えのほか、地域の中で、日頃からあいさつや見守りなど、互いに顔の見える関係を作っておくことが、災害時の「共助」の充実のための第一歩であり、いつ起こるかわからない災害に立ち向かう大きな備えになります。

互いに支え合い、助け合いながら、地域の誰もが安心して暮らせるよう「地域共生力」の強い地域を作っていくことが必要です。

基本目標 2 支え合いのまちづくり

施策2-(3) 快適な生活環境をつくる

基本的な方向性

道路、公園や公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進するとともに、誰もが活動しやすい移動手段の確保を目指し、福祉に配慮したまちづくりに努めます。また、デジタル化が進む中で、情報を受け取る方々が取り残されることのないよう配慮を進めることで、快適な生活環境づくりを図ります。

現状と課題

地域福祉においては、サービスや制度のみならずインフラの整備も重要な課題となります。本市においても高齢化が進展する中で、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすことが必要です。

5年後の目指す姿

バリアフリー化・ユニバーサルデザインが進められ、誰もが安心・快適に外出することができています。また、デジタル化の普及により障がい者や高齢者等が取り残されることなく、生活しています。

成果指標

成果指標	現状 (2022年度)	中間 (2026年度)	最終 (2028年度)
バリアフリー化を図った公園数(累計)	29箇所	33箇所	35箇所
ノンステップバス(大型車)の導入台数(累計)	116台	120台※	—
UDタクシーの導入台数(累計)	33台	66台※	—

※バリアフリー法改正に伴う国の基本方針における目標を踏まえた2025年度までの数値

具体的な取組

【地域福祉計画】

①バリアフリー促進事業(別冊 p.37)

平塚市バリアフリー推進協議会を通じ、施設設置管理者等と連携を強化することで、平塚駅周辺地区重点整備地区における生活関連施設、生活関連経路、公共交通機関などのバリアフリー化を円滑に促進していきます。

②公園のバリアフリー化の推進(別冊 p.37)

誰もが快適で安心・安全に利用できるよう、園路の段差解消など、公園のバリアフリー化を推進します。

③歩道のバリアフリー化の推進(別冊 p.38)

歩道の段差解消や視覚障がい者誘導ブロック設置などの整備を推進します。

④ノンステップバス推進事業(別冊 p.38)

バスを利用した移動の利便性や安全性の向上のため、事業者がノンステップバスを導入する際に、導入経費の一部を国と市が協調して補助を行い、ノンステップバスの導入を推進します。

⑤ユニバーサルデザインタクシー推進事業(別冊 p.39)

タクシーを利用した移動の利便性や安全性の向上のため、事業者がユニバーサルデザイン(UD)タクシーを導入する際に、導入経費の一部を国と市が協調して補助を行い、UDタクシーの導入を推進します。

⑥通いの場(サロン)等におけるICTを活用したつながり促進(別冊 p.39)

通いの場等に出向くことができない状況であっても、SNSを通じて高齢者同士のつながりを維持できるよう、通いの場等の高齢者を対象にスマートフォンの活用方法について学ぶ機会を提供します。

【地域福祉活動計画】

⑦情報格差の解消に向けた支援(別冊 p.40)

高齢者や障がい者の情報格差を解消するために、スマートフォン操作を習得できる場を開催し、便利機能の活用により、必要な情報収集や活動範囲が広がることを目指し、デジタル化への対応の支援を行います。また、障がい者と意見交換を行い、デジタル化に順応できるための支援や対策を検討します。

基本目標 3 包括的な支援の仕組みづくり

施策3-(1) 誰もが相談できる仕組みをつくる

基本的な方向性

地域住民の暮らしに関わるそれぞれの地域生活課題に対して、関係機関と連携しながら、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制と、身近なところで相談できる包括的な支援体制の整備を行い、より利用しやすく、より納得が得られる相談支援の提供を目指します。

現状と課題

- 世帯構造の変化やライフスタイルの多様化などを背景に、困りごとや必要とする支援内容は複雑・多様化しているため、それぞれの相談窓口について専門性の向上を図ることや、必要に応じて他分野の相談機関やサービスへとつなげることができる連携体制を構築していくことが必要です。
- 市民意識調査によると、個人や世帯が抱える悩みごとや困りごとが複合化している状況にあります。前回調査と比較すると、相談できるところを知らない人の割合が増加しています。このことから、支援のための制度と、制度につなぐための相談機関・団体の周知をこれまで以上に進めるとともに、一人ひとりの状況に応じて包括的に支援していく必要があります。
- 権利擁護支援が必要な方が成年後見制度を適切に利用できるようにしていくことが望まれており、中核機関が、成年後見制度の利用前から後見人等選任後まで適切に利用できるように支援していく必要があります。

5年後の目指す姿

市民に身近なところで相談でき、幅広い課題を受け止める環境づくりが進んでいます。また、複合的な課題に対して専門機関等と連携し、包括的な支援を受けられる相談体制が整っています。

成果指標

成果指標	現状 (2022年度)	中間 (2026年度)	最終 (2028年度)
重層的支援体制整備事業における相談支援に参画した団体等の数(累計)	4者(※)	7者	9者
悩みやストレスを相談できる相手として、「相談したいところがない」「相談できるところを知らない」と回答した人の割合	13.6%	12.3%	11%
いのちと暮らしの総合相談会に参加して前向きな感想が得られた割合	73%	76%	80%
権利擁護支援チームの形成支援やチーム支援について、後見センターがコーディネートした件数(累計)	—	15件	25件
自立相談支援事業を利用し、支援プランを作成した人のうち自立に向けての改善が見られた人の割合	61.4%	90%	90%

※2023年10月1日現在の実績値

具体的な取組

【地域福祉計画】

①重層的支援体制整備事業における相談支援(別冊 p.41)

各相談窓口が相談を包括的に受け止め、多機関協働事業をとおして関係機関が連携できる仕組みを構築します。また、アウトリーチを活用しながら、本人と関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行います。

②身近な分野別相談へ対応するための多様な住民参加の促進(別冊 p.42)

主任児童委員、障がい福祉相談員、介護サービス相談員の担い手を確保し、住民や介護施設利用者等からの相談に応じる体制整備の充実を図ります。

③民生委員児童委員の相談対応力向上の促進(別冊 p.42)

民生委員児童委員に対する研修等を通じた最新の福祉施策や相談窓口の情報提供により、相談対応力の向上を促進します。

④地域における身近な保健福祉相談窓口の充実(別冊 p.43)

住民の身近な地域(概ね小学校区)において、住民の支えあい活動として展開される保健福祉相談窓口を拡充します。

⑤子育て世代包括支援センターの機能拡充(別冊 p.43)

子育て世代包括支援センター（ひらつかネウボラームはぐくみ）を中心として、妊娠期から子育て期までをトータルに支援することができる体制を整備します。

【地域福祉活動計画】

⑥身近な相談体制の強化(別冊 p.44)

早い段階で相談ができるように、住民や関係機関に対して相談窓口の周知を行うとともに、市社協と地区社協の相談窓口機能の強化と連携を図ります。また、相談につながっていない地域のニーズを掘り起こすために、CSWが地域へ出向き相談対応ができる体制を構築します。

【自殺対策計画】

⑦多重債務者の相談支援体制の強化(別冊 p.45)

自殺リスクのある多重債務者を適切な自殺対策相談窓口や相談機関につなげることで、問題解決や自殺防止の可能性を高めていきます。

⑧青少年の相談支援体制の強化(別冊 p.46)

若年層向けの相談窓口として、電話・来室・メール・手紙で相談体制を整え、他の専門機関と連携をしながら問題解決力を強化します。

⑨いのちとくらしの総合相談会の開催(別冊 p.47)

プロフィールに基づき、「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」の抱える問題だけでなく、若年層の自殺も問題になっていることから、引き続き多岐に渡る相談に対応できるように、専門機関と連携しながら相談体制を整備します。

⑩自殺未遂者支援事業等との連携(別冊 p.48)

保健所からの相談に対応する市側の窓口を一元化することで、未遂者支援を行う体制の整備を図ります。

【成年後見制度利用促進計画】

⑪中核機関の機能強化(別冊 p.49)

個別事案について、中核機関が必要に応じて権利擁護支援チームを形成して関係者や地域との連携を深め、被後見人等が尊厳のある本人らしい生活ができるようにしていきます。

【生活困窮者自立支援計画】

⑫自立相談支援事業の実施(別冊 p.50)

生活困窮者の存在に気づいた関係行政窓口やさまざまな福祉相談機関、地域福祉活動団体等から自立相談支援につながった相談者を広く受け止めて、関係機関と連携して自立を支援します。

⑬いのちとくらしの総合相談会の開催(別冊 p.51)

労働者・失業者が抱えがちな問題（失業、生活苦、多重債務、うつ病、人間関係など）に対応できる専門機関（ハローワーク、労働基準監督署、福祉事務所、法律家（法テラス）、保健師）と連携した相談体制を整備します。

コラム 22 コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)

～地域でつながる・みんなでつながる地域づくり～

近年では、ライフスタイルの違い、価値観や考え方の違いなどもあり、これまでの地域や家庭における支え合いの機能や役割も変化しています。福祉課題として、ダブルケアやひきこもり、8050問題、ヤングケアラーなど複雑で多様化した課題を抱える世帯が増えています。

市社協では、令和4年からCSWの活動を開始し、このような制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が難しい困りごとについて、地域住民や行政、高齢者よろず相談センター等の関係機関と連携しながら相談対応をしています。さらに、そこから見えてきた地域の課題解決に向け、地域住民と一緒に解決策を模索しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりと仕組みづくりを推進する「まちの相談室」**としての役割を担っています。**

【CSWの主な役割】

- 個別支援……………複合的な課題がある世帯等の困りごとの支援
- 地域支援……………個別支援から発展した課題の共通性に着目し、地域課題として地域住民とともに解決していく土台づくり
- 仕組みづくり…現状の制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決に向け、地域住民、NPO法人、行政、**高齢者よろず相談センター**、専門機関、企業等が連携できるネットワークづくり

基本目標 3 包括的な支援の仕組みづくり

施策3-(2) 安心して地域で暮らす仕組みをつくる

基本的な方向性

高齢者等への見守り体制の強化や、成年後見制度の利用促進、虐待防止による権利擁護の推進などにより、誰もが孤立することなく、地域で安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

現状と課題

- 高齢者、障がい者、児童等に対する虐待が少なくないことや、認知症の方や自殺者が増加していることなどから、個人の尊厳を尊重し、地域の中で安心して暮らせる取組を進める必要があります。
- 高齢者、子育て世帯、低額所得者等の住宅の確保に配慮が必要な方の円滑な住宅確保を推進する必要があります。
- ひとり親世帯の増加やコロナ禍での生活困窮者の増加から、それぞれの生活の基盤を強化する必要があります。
- 若年層の自殺者数は増加していることから、学校においては安心した学校生活を過ごせるよう、教育関係職員に求められる自殺対策に関する知識や技術の習得をする必要があります。

5年後の目指す姿

すべての市民がお互いを尊重し、思いやりの心をもって支え合うことで、自分らしく暮らし続けられる仕組みが整っています。また、誰もが孤立せず、社会とのつながりの中で自立できる地域づくりが進んでいます。

成果指標

指標内容	現状 (2022年度)	中間 (2026年度)	最終 (2028年度)
重層的支援体制整備事業における参加支援や地域づくりに参画した団体等の数 (累計)	2者(※)	5者	7者
認知症の人やその家族からの発信の機会	1回/年	3回/年	5回/年
高齢者見守り協定の締結団体数(累計)	17事業所	21事業所	23事業所
子どもに対する学習・修学支援事業を利用して高校卒業後に就労・進学した人数 (累計)	107人	170人	200人
自立相談支援事業を利用し、支援プランを作成し、就労支援対象となった人のうち、就労・増収した人の割合	25.6%	75%	75%
「研修受講後、児童生徒に対する自殺予防の知識・理解が深まった」と回答した人の割合	—	90%	95%

※2023年10月1日現在の実績値

具体的な取組

【地域福祉計画】

① 重層的支援体制整備事業における参加支援や地域づくり(別冊 p.52)

地域社会とのつながりが必要な方に対して、地域資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。また、世代や属性を超えて、すべての方が交流できる居場所の確保を進めます。

② 虐待防止ネットワークをはじめとする権利擁護の総合的推進(別冊 p.52)

虐待防止ネットワークについて、関係機関での連携強化機能により虐待防止の取組強化を図ります。

③ 共生社会実現のための認知症支援策の推進(別冊 p.53)

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう取組を進めるとともに、認知症の人が希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していけるように支援していきます。また、認知症の人やその家族の声を支援策に反映していきます。

④ 高齢者見守りの拡充(別冊 p.54)

家族と別居している単身独居高齢者、日中のみ独居状態となる高齢者を中心とした見守り体制の充実強化を図ります。

⑤自分らしい人生の締めくくりを迎えるための活動への支援(別冊 p.54)

高齢化の進展に伴って注目される、自分らしい人生の締めくくりを迎えるための活動、いわゆる「終活」への支援のあり方を検討し、効果的な支援を推進します。

⑥子どもの貧困解消に向けた取組の推進(別冊 p.55)

次世代を担う子どもの貧困状態を解消するため、各種の公的支援のみならず、学習支援や子ども食堂など地域住民が主体的に実施する取組を支援します。

⑦住宅確保要配慮者の入居支援(別冊 p.56)

高齢者、子育て世帯、低額所得者等の住宅の確保に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)の円滑な住宅確保のため、「家主が空き室・空き家を住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅(通称：セーフティネット住宅)」として登録した住宅について、広く情報提供を行います。

⑧高齢者に配慮した市営住宅の整備(別冊 p.56)

市営中原上宿住宅をバリアフリーに配慮して整備することにより、高齢者が安全かつ安心して生活できる住環境とします。

【地域福祉活動計画】

⑨地域生活課題の早期発見と対応力の強化(別冊 p.57)

地域生活課題の早期発見と解決に向け、地域住民と相談機関との連携を強化し、地域共生力の高い仕組みや資源づくりに努めます。

⑩その人らしく生きる権利をまもる取組の推進(別冊 p.58)

判断能力が十分でない人が、地域において安心して暮らせるよう、市社協の特性を活かした各種権利擁護の取組を推進します。

⑪生活困窮状態にある人への支援(別冊 p.59)

世帯の状況に応じた支援に向け、民児協と連携し、生活に困窮した世帯の把握や事業周知に努め、早期発見ができるよう取り組みます。生活困窮状態にある人への支援として、関係機関との連携強化に努めます。

【自殺対策計画】

⑫教育関係者に対する自殺対策研修の推進(別冊 p.60)

児童生徒の自殺予防を推進するため、教育関係機関の現場等において、悩みを抱える児童生徒からのサインに気づき、適切に受け止め、対応できる教職員等を養成します。

【成年後見制度利用促進計画】

⑬成年後見制度利用支援事業の見直しの検討(別冊 p.60)

経済的な理由で成年後見制度を利用できないことにならないように、後見申立て費用や後見監督人報酬に対する助成のあり方について検討します。

⑭成年後見利用促進協議会の開催(別冊 p.61)

成年後見制度利用促進協議会を開催することで、成年後見制度に関する事業や取組を審議し、必要な人が制度を利用できるようにしていきます。

【生活困窮者自立支援計画】

⑮住居確保給付金の支給(別冊 p.62)

住居を失うおそれのある人が制度を利用することで、住居を失うことなく就業や増収に向けた活動を行い、自立することができるよう支援します。

⑯子どもに対する学習・修学の支援事業(別冊 p.63)

中学入学当初から学習支援をスタートし、高校入学後も中退防止等に取り組むことで、中学入学から高校卒業までの切れ目ない支援を実施します。

⑰直ちに就労することが困難な人に対する就労支援(別冊 p.64)

ひきこもりの人や離職を繰り返す人など、直ちに就労することが困難な人に対し、就労のための準備や訓練を提供することで、就労が可能な状態になるための支援を行います。

⑱一般就労に向けた活動が可能な人に対する就労支援(別冊 p.65)

自立相談支援事業を利用する生活困窮者のうち、就労のための準備や訓練の提供が必要でなく、すでに一般就労に向けた活動等を行うことが可能な人について、就労または増収による自立の実現ができるよう支援します。

⑲家計改善支援事業(別冊 p.66)

家計の均衡がとれていない人や多額の債務を抱えている人など、家計に課題があり生活困窮している人に対し、事業を利用してもらうことで自立できるよう支援します。

⑳巡回相談等のホームレス支援事業(別冊 p.67)

巡回等を通じて信頼関係の構築に努め、本人を取り巻く状況を把握し、その意志を尊重して自立し安定した生活が営めるように粘り強く個別的かつ継続的な支援を行うことで、ホームレスの自立支援を推進します。さらに、福祉関係機関、民間支援団体等と連携して、支援を行うことにより多様なニーズへの対応及び解決を図ります。

㉑一時生活支援事業(別冊 p.68)

住居を失った人、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある人が自身で住居を確保し、自立するまでの期間ホームレス生活になることがないよう支援します。

コラム 23 高齢者の見守り(協定・ひらつかあんしんカード)

「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしたい」ということは多くの人が持つ願いです。高齢者が住みやすいまちの実現には、地域での見守りが不可欠です。本市は、日々私たちの身の周りで活動する新聞販売組合等の事業者と協定を結び、地域の見守り活動を推進しています。高齢者や障がいのある方、子どもたち等を地域でさりげなく見守り、日常での些細な「気づき」や何らかの異変を察知した場合には、事業者から市に連絡が入り、市が速やかに安否確認等を行います。

また、在宅時や外出時を問わずに緊急時の適切な処置や、親族・関係機関等への連絡を円滑に行うための備えとして、「ひらつかあんしんカード」を配布しています。一人暮らしの方、日中独居の方、高齢者のみの世帯の方、健康に不安のある方、介護保険の要支援又は要介護の認定を受けている方（40歳から64歳の第2号被保険者も含める）で希望する方に、「ひらつかあんしんカード」2枚（大・小）とソフトカードケースを1枚配布します。カードに氏名、緊急連絡先等を記載していただき、大きなカードはソフトカードケースに入れて自宅の冷蔵庫に添付します。小さいカードは半分に折り財布等に入れて外出の際に持ち歩きます。その際、**診察券**などの写しもソフトカードケースに同封しておく、救急搬送時の医療機関への情報提供がスムーズに行えます。

「ひらつかあんしんカード」をご希望の方は、地域の民生委員児童委員またはケアマネジャー、**高齢者**よろず相談センターへご連絡ください。

ひらつかあんしんカード		作成日 平成 年 月 日
ふりがな	男・女	かかりつけ医
氏名	血液型()	電話
住所		健康状態(病名・くすり)
電話		
生年月日	明・大・昭 年 月 日	
●担当する民生委員は…		
氏名		電話
●担当するケアマネジャーの事業所は…		
名称		電話
●あなたの地区の高齢者よろず相談センターは…		
名称		電話



コラム 24 子ども食堂

子ども食堂は、子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組で、困難を抱える子どもたちを含め、様々な子どもたちに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供しています。また、子ども食堂の運営には、様々な世代の地域住民が活動の支え手として活動されており、地域における支え合いの仕組みの実現にも寄与されています。

子ども食堂の活動は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障がい者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されています。

市内には、NPO法人等が運営する子ども食堂が16か所（令和5年6月時点）開設されています。

それぞれ、さまざまな工夫を凝らしながら幅広く取組を進めており、学習支援を実施している団体もあります。また、支援者同士をつなぐネットワークづくりにも取り組まれ、ネットワークによる子ども・子育て支援に関する取組や情報発信等も進められています。

市では、子ども食堂等との情報共有や連携を進めるため、開設場所等を市のホームページで紹介しています。また、活動に御興味のある方は是非各団体へお問い合わせください。



「なでしこ放課後みんなの食堂」の様子

基本目標 3 包括的な支援の仕組みづくり

施策3-1(3) 情報発信の仕組みづくり

基本的な方向性

支援を必要とする人の地域生活課題が多様化する中で、必要な情報が届くよう、分かりやすい表現での情報提供を進めるとともに、情報の内容に適した発信方法に取り組みます。

現状と課題

- 福祉に関する制度やサービスの内容は複雑化しており、支援を必要とする人が必要なサービスや支援が利用できるよう、分かりやすい情報提供が必要です。
- 市民意識調査の自由意見を見ると、市の案内等は分かりにくく、更なる周知が必要との意見が多くありました。また、本調査をきっかけに成年後見制度について、「学びたいと思った」「制度の説明会に参加したい」という声もありました。

5年後の目指す姿

市民に向けて積極的に福祉に関する情報を分かりやすく提供することで、情報提供体制の充実を図り、誰もが必要な情報を受けることができます。

成果指標

指標内容	現状 (2022年度)	中間 (2026年度)	最終 (2028年度)
身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、適切な対処について知識がある人の割合	63.8%	—	67%
成年後見制度の認知度	69.1%	—	75%

具体的な取組

【地域福祉計画】

①誰もが分かりやすい情報提供の推進(別冊 p.69)

地域福祉に関係する制度やサービスに関する情報へアクセスしやすくなるよう、難しい用語を減らした分かりやすい情報提供を推進します。

【自殺対策計画】

②自殺対策に関する周知啓発の強化(別冊 p.70)

悩みや困りごとを抱えた市民が、相談窓口や相談機関につながるよう周知を強化します。また、国や県で実施しているメンタルヘルスにつながる取組を周知し、こころの健康について、関心を強化します。さらに、ゲートキーパー研修等の機会を通じて、身近な人から悩みを打ち明けられたときに、適切な対処方法の知識を身に付けられるようにします。

【成年後見制度利用促進計画】

③成年後見制度の周知と理解の促進(別冊 p.71)

成年後見制度関連の講座を後見センターが実施します。制度について、わかりやすく説明し、正しい制度の理解を広めていきます。また、出張講座も実施していき、成年後見制度についての関心や理解を高めていくとともに、任意後見制度についても適切に活用されるよう、正しい知識と理解を広めます。

コラム25 地元密着！！ちいき情報局・みんなのまち情報宅配便

「地元密着！！ちいき情報局」は、普段回覧等の紙媒体で共有しているコミュニティ内の情報を、インターネットを通じて気軽に共有することができる、地域向けのホームページです。

利用者はスマートフォンやパソコンを利用して、更新された情報を日常的に閲覧できます。ホームページ内には、全24地区のページがそれぞれ設けられており、それぞれの地区のページは、地域の住民が主体的に運営し、情報掲載を行っています。

お住いの地区で行われているイベントや防災、防犯等に関する取組事例を知ることができます。

是非、「地元密着！！ちいき情報局」をご覧ください。



また、みんなのまち情報宅配便は、市民グループが希望する場所に市職員が出向いて、市の事業又は施策を説明し、意見交換することにより市民参加の機会を充実させ、市民と行政との協働によるまちづくりの一層の推進を図ることを目的に実施する制度です。

申込できる方は、原則として市内に在住、在勤、在学している方で構成されたグループ・団体などです。ご近所の皆さん、自治会・町内会、PTAの集まりなどでもご利用できます。

選べるメニューは約90あり、芸術・文化、福祉、環境、商業など多種多様です。ぜひ、ご活用ください。



みんなのまち情報宅配便の様子